

渋川市建設コンサルタント業務最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事に関連して市が発注する測量、調査及び補償並びに設計及び監理等に係る業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設コンサルタント業務は、原則として、競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる業種区分に応じ、予定価格算出の基礎となった額の合計額とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額。ただし、その合計額が、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額。ただし、その合計額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額。ただし、その合計額が、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額。ただし、その合計額が、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額。ただし、その合計額が、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

2 複数の業種区分を一の業務として複合している場合（以下「複合業務」という。）には、個々の業種区分ごとに最低制限価格を算出し、それらの額の合計額を当該複合業務の最低制限価格とする。

3 特別なものについては、前 2 項にかかわらず、契約ごとに次に掲げる範囲内で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(1) 測量業務 10 分の 6 から 10 分の 8.2 までの範囲

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務 10分の6から10分の8.1までの範囲

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務 10分の6から10分の8.1までの範囲

(4) 地質調査業務 3分の2から10分の8.5までの範囲

(5) 補償関係コンサルタント業務 10分の6から10分の8.1までの範囲

(予定価格等調書への記載)

第4条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格等調書（渋川市契約規則（平成18年渋川市規則第49号）様式第3号）に最低制限価格を記載する。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、最低制限価格を設定したときは、指名通知書等に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知する。

（落札者の決定等）

第6条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の第2条の規定は、この要領の施行の日（以下「施

行日」という。) 以後に執行伺いを発議する契約について適用し、施行日以前に執行伺いを発議した契約については、なお従前の例による。